

監査委員公表第2号

監査等の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年2月27日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎
同 柳 下 雅 子

1 監査実施日
平成30年1月18日

2 監査対象機関
都市建設部道路課

3 監査の種別及び対象
工事監査
【聖天橋橋面工事】

4 監査の方法
工事監査は、技術的かつ専門的な観点で検査を行う必要があるため、協同組合 総合技術士連合と委託契約を締結し、技術士の派遣を求め実施した。

5 監査の結果
工事監査資料及び関係技術調査資料から計画、調査、設計、積算、契約等の内容についての書類調査、施工計画、施工管理、出来形等の現地状況技術調査を行い、総体的に適切かつ妥当な対応が実施されていた。

なお、技術調査した技術士から、労働災害の防止に関する周知徹底を図る提案が示されているので危険回避に努めてください。